（施設補償課の所掌事務）

第三十四条　施設補償課は、第二十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

２　北関東防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条各号に掲げる事務

二　［略］

３　沖縄防衛局の施設補償課は、第一項の規定にかかわらず、第二十二条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（施設補償第一課の所掌事務）

第三十五条　施設補償第一課は、第二十二条第一号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（施設補償第二課の所掌事務）

第三十六条　施設補償第二課は、第二十二条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（施設取得補償課の所掌事務）

第三十九条　施設取得補償課は、第二十二条各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（返還対策課の所掌事務）

第四十三条　返還対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条第六号に掲げる事務（自衛隊の施設に係るものに限る。）

二　［略］

（総務課の所掌事務）

第五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二　［略］

二十三　第十八条第一項各号、第十九条第一項各号並びに第二十一条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号に掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

二十四～二十七　［略］

（施設課の所掌事務）

第五十三条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　第二十二条第一号から第五号までに掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

（施設企画課の所掌事務）

第五十四条　施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第十五条第一項第二号から第四号まで、第二十一条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号、第三十三条第一項第三号並びに第五十一条第一項第二十六号に掲げる事務

三～六　［略］

（業務課の所掌事務）

第五十五条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十一条第一項第六号、第二十三条第二号及び第三号、第五十一条第三項第五号並びに第五十三条第二号及び第三号に掲げる事務

（施設補償課の所掌事務）

第三十四条　施設補償課は、第二十二条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

２　北関東防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条第一項各号に掲げる事務

二　［同上］

３　沖縄防衛局の施設補償課は、第一項の規定にかかわらず、第二十二条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（施設補償第一課の所掌事務）

第三十五条　施設補償第一課は、第二十二条第一項第一号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（施設補償第二課の所掌事務）

第三十六条　施設補償第二課は、第二十二条第一項第七号に掲げる事務をつかさどる。

（施設取得補償課の所掌事務）

第三十九条　施設取得補償課は、第二十二条第一項各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（返還対策課の所掌事務）

第四十三条　返還対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十二条第一項第六号に掲げる事務（自衛隊の施設に係るものに限る。）

二　［同上］

（総務課の所掌事務）

第五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二　［同上］

二十三　第十八条第一項各号、第十九条第一項各号並びに第二十一条第二号、第四号、第五号及び第七号に掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

二十四～二十七　［同上］

（施設課の所掌事務）

第五十三条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

四　第二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

（施設企画課の所掌事務）

第五十四条　施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第十五条第一項第二号から第四号まで、第二十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号、第三十三条第一項第三号並びに第五十一条第一項第二十六号に掲げる事務

三～六　［同上］

（業務課の所掌事務）

第五十五条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二十一条第六号、第二十三条第二号及び第三号、第五十一条第三項第五号並びに第五十三条第二号及び第三号に掲げる事務